

柏市議会令和7年第4回定例会会議録（第8日）

令和7年12月19日（金）午後1時開議

議事日程第8号

日程第1 議案（第1号～第15号、第17号～第26号）

日程第2 請願

日程第3 議案第27号

日程第4 議員提出議案第3号

日程第5 所管に関する事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（35名）

1番 矢澤英雄君	2番 田口康博君
3番 福元愛君	4番 若狭朋広君
5番 内田博紀君	6番 永山智仁君
7番 上橋しほと君	8番 北村和之君
9番 小川百合子君	10番 村越誠君
11番 渡邊晋宏君	12番 桜田慎太郎君
13番 平野光一君	14番 武藤美津江君
15番 佐藤浩君	16番 林紗絵子君
17番 鈴木清丞君	18番 渡辺裕二君
19番 伊藤誠君	20番 小松幸子君
21番 塚本竜太郎君	22番 阿比留義顯君
23番 円谷憲人君	24番 後藤浩一郎君
25番 末永康文君	26番 渡部和子君
27番 山田一一君	28番 松本寛道君
29番 岡田智佳君	30番 中島俊君
31番 林伸司君	33番 田中晋君
34番 助川忠弘君	35番 古川隆史君
36番 坂巻重男君	

欠席議員（1名）

32番 橋口幸生君

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市長 太田和美君 副市長 染谷康則君

副 市 長	山 田 大 輔 君	上 管 下 水 道 事 業 者	飯 田 晃 一 君
危機管理部長	熊 井 輝 夫 君	總 務 部 長	鈴 木 実 君
企 画 部 長	小 島 利 夫 君	財 政 部 長	中 山 浩 二 君
広 報 部 長	稻 荷 田 修 一 君	広 報 部 理 事	宮 本 等 君
市民生活部長	永 塚 洋 一 君	健 康 医 療 部 長	高 橋 裕 之 君
健康医療部理事	吉 田 みどり 君	健 康 医 療 部 理 事	小 倉 孝 之 君
福 祉 部 長	矢 部 裕 美 子 君	こ ん も 部 長	依 田 森 一 君
環 境 部 長	後 藤 義 明 君	経 済 産 業 部 長	込 山 浩 良 君
都 市 部 長	坂 齊 豊 君	都 市 部 理 事	沢 吉 行 君
土 木 部 長	内 田 勝 範 君	消 防 局 長	本 田 鉄 二 君
会 計 管 理 者	荒 卷 幸 男 君	上 下 水 道 局 理 事	小 川 靖 史 君
〔教育委員会〕			
教 育 長	田 牧 徹 君	教 育 総 務 部 長	中 村 泰 幸 君
生涯学習部長	宮 本 さなえ 君	学 校 教 育 部 長	平 野 秀 樹 君
〔選挙管理委員会〕			
事 務 局 長	関 野 昌 幸 君		
〔農業委員会〕			
事 務 局 長	石 原 祐 一 郎 君		
〔監査委員〕			
代表監査委員	高 橋 秀 明 君	事 務 局 長	田 口 大 君

職務のため議場へ出席した者

事 務 局 長	高 村 光 君	議 事 課 長	木 村 利 美 君
議 事 課 主 幹	藤 井 淳 君	議 事 課 副 主 幹	坂 田 智 文 君
議 事 課 主 査	松 沢 宏 治 君	議 事 課 主 任	野 方 彩 加 君
議 事 課 主 事	小 川 熙 君		



午後 1 時開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分についてが報告されました。会議システム内のデータにより御了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。



○議長（坂巻重男君） 日程第1、議案第1号から第15号、第17号から第26号の25議案を議題といたします。

議案第1号、第8号、第9号、第17号、第21号から第26号について、総務市民委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。阿比留総務市民委員長。

〔総務市民委員会委員長 阿比留義顯君登壇〕

○総務市民委員会委員長（阿比留義顯君） 総務市民委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第24号、令和7年度柏市一般会計補正予算について、議案第25号、令和7年度柏市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第26号、令和7年度柏市介護保険事業特別会計補正予算についての4議案を一括して議題といたしました。議案第17号について、委員から、防災用簡易井戸の設置場所の優先順位はあるのかとの質疑があり、当局から、市内63校の小中学校に設置を進めているが、地域格差が出ないよう市の北部、南部、中央と適宜均等に配置しているところでありますとの答弁がありました。また、委員から、近年ではなかった庁舎管理事業の設計における債務負担行為を今回設定した理由は何かとの質疑があり、当局から、公共施設の保全を担当している営繕管理課から債務負担行為を前年度に設定し、十分な工期を確保した上でより精緻な設計額を積算し、次年度の予算に反映することを意図として、今年度以降工事等に係る設計業務については債務負担行為を組んでいくよう全庁的な方向性が示されたため、今回債務負担行為を設定したとの答弁がありました。

議案第24号について、委員から、昨年も人事院勧告による引上げの補正予算が組まれたが、今年と昨年とではどの程度違うのかとの質疑があり、当局から、人事院勧告の影響額そのものについては昨年も今年も大きく差はないという認識であるとの答弁がありました。

議案第25号及び第26号について、委員から、対象となる人数は何名かとの質疑があり、当局から、ともに47名ずつであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第17号、当委員会所管分、第24号から第26号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市国際交流センター）、議案第9号、指定管理者の指定について（柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー））の2議案を一括して議題といたしました。議案第8号について、委員から、結果として1団体のみの応募であったが、ほかに意欲を示している団体はないのか、市としてどのように考えているのかとの質疑があり、当局からは、大体の地域で国際交流協会があり、そこと連携している自治体がほとんどであるため、今回も他の事業者が入ってくることが難しい面があったのではないかと感じているとの答弁がありました。

議案第9号について、委員から、市民の主体的な活動を促進し、及び市民相互の交流を支援するための設置目的に沿った運営が進んでいない。課題についてどうしていくのかとの質疑があり、当局から、次の指定期間の中で課題を解決していくよう市として確認し、市が一緒に仕掛けることで何かつながるのであればやっていきたいとの答弁がありました。また、委員から、市民との協働や市民の交流支援という目的では指定管理ではなく直営でやるべきとの声もある中で、改めて指定管理のメリットについてどう考えるかとの質疑があり、当局から、民間企業の専門性や技術、知識を基に行政より質の高いサービスを提供でき、利用者の満足度につながっている。また、経費削減の面でも効果があると認識しているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第8号は全会一致で、議案第9号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第1号、柏市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、柏市職員分限条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議會議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、柏市一般職職員給与条例等の一部を改正する条例の制定についての4議案を一括して議題といたしました。

議案第1号について、委員から、新設予定の政策イノベーション課、アセットマネジメント課について、名称の意味はどのようなものかとの質疑があり、当局から、政策イノベーション課について、時代の変化を捉え、社会や地域に新たな価値をもたらす政策をつくり出すということを目的に課名とした。また、アセットマネジメント課については、市が保有する公共施設等の資産の価値を把握し、将来にわたって持続的な行政を目指すという思いを込めて課名にしたとの答弁がありました。また、委員から、今回の組織改編について提案はトップダウンなのか、あるいはボトムアップのどちらかとの質疑があり、当局から、今回は企画部から着想、提案をしているとの答弁がありました。

議案第21号について、委員から、降給について厳しいと考えている。他市で降給について条例で定めているところはあるかとの質疑があり、当局から、国の調査が出ており、市町村においては約8割が分限の根拠規定を整備しているとの答弁がありました。また、委員から、今回の改正の目的はどのようなものかとの質疑があり、当局から、議案第23号の人事給与制度の見直しの中で、人事評価の結果、降任、降給等に活用していくという部分も目的の一つとしてあったため、今回の職員分限条例の一部改正議案も併せて上程したとの答弁がありました。

議案第22号について、委員から、従前より様々な委員から期末手当について審議会の対象にしてもよいのではとの意見が出ているが、これに対してどのように考えているかとの質疑があり、当局から、柏市では条例において特別職報酬審議会の諮問事項を定めているが、この中に期末手当が含まれていない状況になっているとの答弁がありました。また、委員から、今回の人事院勧告のとおりとせず、引上げを見送った自治体もあるかと思うが、そういった情報の把握はしているかとの質疑があり、当局から、近隣市においては人事院勧告のとおり実施するところが多いことを確認しているとの答弁がありました。

議案第23号について、委員から、人事院勧告どおりとし、下がっている部分はあるかとの質疑があり、当局から、一部抑制している部分があるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第23号は全会一致で、議案第1号、第21号及び第22号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第10号、第11号、第17号について、健康福祉委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。塚本健康福祉委員長。

[健康福祉委員会委員長 塚本竜太郎君登壇]

○健康福祉委員会委員長（塚本竜太郎君） 健康福祉委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。委員から、予算額よりも給付見込額が増加した理由はとの質疑があり、当局から、過去の推移から伸び率を想定して予算要求を行うが、額が大きいため少しの伸び率の変動で大きく金額が変化してしまうことから、想定以上の増額になったと考えているとの答弁がございました。また、委員から、今回の増額を当初予算に盛り込むことは難しかったのかの質疑があり、当局から、昨年度の決算見込額から予算を積算しているが、どの程度の伸び率を見込むのかというところが難しく、財政部との調整の中で当初予算の額になったとの答弁がありました。採決の結果、議案第17号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、指定管理者の指定について（老人福祉センター）、議案第11号、指定管理者の指定について（障害福祉サービス事業所）の2議案を一括して議題といたしました。議案第10号について、委員から、公募によらず選定したことであるが、その理由はとの質疑があり、当局から、柏寿荘の大規模改修に合わせて多世代利用の仕組みや受益者負担の考え方の導入などを検討しており、工事終了後の令和9年度からは指定管理の内容が大きく変更することから、今回の指定管理期間は1年としている。安定的な運営には一定の期間を要することなどを踏まえて、従前から安定的に指定管理を行っている社会福祉協議会にお願いすることが妥当であるという判断をしたとの答弁がありました。また、委員から、3館ある老人福祉センターの指定管理を一括している理由はとの質疑があり、当局からは、老人福祉センターで提供されるサービス内容にばらつきが出ないことや職員配置に関して流動的に対応できるというメリットがあると考えているとの答弁がございました。

議案第11号について、委員から、今回の事業者については過去に労働条件審査を行ったことはあるのかとの質疑があり、当局から、指定管理者に対するモニタリングを年1回実施しており、その中で労働条件等に関して確認しているとの答弁がありました。また、委員から、今回の指定管理は将来的に指定管理の枠を外して民営化することも視野に入れたものなのかとの質疑があり、当局から、現事業者に関してそのまま民営化できるかどうかを踏まえた選定ではない。今後の長期的な課題として捉えていきたいと考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第10号及び第11号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの報告に対し質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君）　以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　議案第2号から第6号、第13号から第15号、第17号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

[教育子供委員会委員長 小松幸子君登壇]

○教育子供委員会委員長（小松幸子君）　教育子供委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたしました。委員から、柏中学校区義務教育学校校舎設計事業について継続費の延長を行うものだが、その理由は何かとの質疑があり、当局から、当初令和6年、7年の2か年事業で計画

しており、令和6年度中に基本設計をまとめることを目標としていたが、地域協議会の意見を丁寧に吸い上げるために基本設計に伴うワークショップを3回追加した。この追加した分が令和7年度の上半期まで延びた影響を受けたための延長であるとの答弁がありました。また、委員から、柏の葉小学校グラウンド整備事業について内容の詳細はどのようなものかとの質疑があり、当局から、約4,500平方メートルのグラウンドを整備するものであり、その中に150メートルのトラックとその他遊具等を整備するものであると答弁がありました。採決の結果、議案第17号、当委員会所管分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号、柏市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市立保育園条例及び柏市子ども・子育て支援複合施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例及び柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第6号、柏市幼保連携型認定こども園設備運営基準条例等の一部を改正する条例の制定についての5議案を一括して議題といたしました。議案第2号について、委員から、今回の改正における段階的引上げの目的は、教職員の処遇改善、または業務量増大への補填、どちらのものなのかとの質疑あり、当局から、今回の改正は千葉県の条例改正に応じて同様に改正するものであり、教職員の職務等の特殊性に応じた調整額という認識であるとの答弁がありました。また、委員から、給料が上がることが教員の多忙化解消、超過勤務をなくすことについて有効だと考えているかとの質疑があり、当局から、教職調整額を上げることについては長年議論がされてきたが、教員の待遇改善に直結するものであると考えている。また、超過勤務を解消することについては別の問題であると考えており、人員を配置していくことが最善策であると考えているとの答弁がありました。

議案第3号について、委員から、こども誰でも通園制度の本格実施に伴い、受入れ児童数の増加が見込まれると思うが、保育士の配置基準や人員体制は現行から増加するものなのかとの質疑があり、当局から、現状一時預かりに準じた形で配置基準を設けているため、現状のままの配置基準になると想定しているとの答弁がありました。また、委員から、保育といえば今まで市が受け入れて対応するというものであったが、今後は市が直接関与しないものになってしまうのではと考える。市の関わり方というのはどうなるのかとの質疑があり、当局から、事業認可は市町村長が行うことになっていること、また指導監査についても市町村が行うことになっているため、実質認可保育施設と同様の形で関わるものと考えているとの答弁がありました。

議案第4号について、委員から、健康診断の規定について保育所等の長が結果を把握するという内容だが、具体的な方法は何かと質疑があり、当局から、法律上の記載は曖昧なものであるため、医師会や歯科医師会と現在協議中であるが、1歳6か月児健診または3歳児健診で見ている部分と通常保育で見ている子供の健康状態は必ずしも一致しないと考えている。そのため、状況に合わせて現場の先生と話し合いながら検討を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、子供の健診は重要なものであると考えるが、この改正によって健康診断の全部または一部を行わないことが多発する危惧がある。その部分についてはどのように考えているかとの質疑があり、当局から、これから医師会とも相談していく予定だが、保育園の場合年2回健診を実施していることもあるため、一部の健診を実施しなかったとして

も何かしらの症状があればいずれかの健診において発見することが可能と考えているとの答弁がありました。

議案第5号について、委員から、地域限定保育士になると実技試験が講習のみになるとのことだが、年齢が低い子供の安全確保に不安が残る。また、地域限定保育士は副園長までなれることがあるが、その部分はどのように考えているのかとの質疑があり、当局から、保育士へのなり方に違いはあるものの、技術的なものは保育の経験を重ねていくもので培われるもので、地域限定保育士であることをもって不安があるとは考えてはいないとの答弁がありました。また、委員から、保育士不足の解消のための改正とのことですが、本来であれば規制緩和で人を集め手法によるものではなく、待遇改善や保育士になるための援助等を行い、保育士の仕事をしようと思える条件をつくっていくことだと考えるとの意見がありました。

議案第6号について、委員から、根拠法令の整理とあるが、具体的には何かとの質疑があり、当局から、国の根拠法令に虐待禁止についての規定が明記されるため、関係条例においても引用する形で文言整理を行ったものであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第6号は全会一致で、第2号から第5号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、財産の取得について（食器洗浄機）、議案第14号、財産の取得について（柏市立高田小学校給食用備品）、議案第15号、財産の取得について（柏市立小中学校情報機器（G I G Aスクール用タブレット端末））の3議案を一括して議題といたしました。議案第13号について、委員から、4台まとめて入札とした理由は何かとの質疑があり、当局から、老朽化に伴い計画的に購入を進めていくため、財政部と協議をして決定したとの答弁がありました。また、委員から、食器洗浄機の機種について選定理由は何か、また現在の機器よりも性能がよくなっているのかとの質疑があり、当局から、現在のものと同等の機能のものを選定した。調理場の機器ということから、工業用に近い性質があり、一般家庭用のような最新機能がついたようなものではないとの答弁がありました。

議案第14号について、委員から、入札予定価格の積算方法はどのように行うのかとの質疑があり、当局から、複数業者から見積りを取得し、参考としながら入札予定価格を算出しているとの答弁がありました。

議案第15号について、委員から、補助金の申請が漏れた原因と対策は何かとの質疑あり、当局から、千葉県から交付内定を受けていた補助金の手続が漏れていた。原因については、個人の能力や経験に依存してしまったこと、タスク管理が不十分であったことである。再発防止としては、指導主事も含めた全ての職員の業務参加による担当業務の分散、チェック体制の構築、タスク管理を適切に行い業務の可視化をし、再発防止に努めたいとの答弁がありました。また、委員から、保証についての対応はどうかとの質疑があり、当局から、現在の端末は保証に入っています、故障した際は保証の範囲で対応している。購入する端末についても保証を検討したが、見積金額が5倍、6倍ほどになってしまったため、保証に入ることよりも予備機を多く購入し、故障した際は予備機と交換しつつ追加で購入したほうがトータルコストは安いと判断した。実際に運用してみて故障率が高い場合は変わってくるが、現在は保証に入らず予備機で対応したいと考えているとの答弁がありました。また、委員から、子供が考える力を失ってしまうことやA Iによる誤った情報に惑わされてしまうことを危惧している。タブレットをただ配付するということにならないように、教育委員会で研究していただきたいの意見がありました。

採決の結果、議案第13号及び第14号は全会一致で、第15号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 議案第7号、第12号、第17号、第18号から20号について、建設経済環境委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。福元建設経済環境委員長。

[建設経済環境委員会委員長 福元 愛君登壇]

○建設経済環境委員会委員長（福元 愛君） 建設経済環境委員会に付託されました各議案につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、議案第1区分、議案第17号、令和7年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第18号、令和7年度柏市公設総合地方卸売市場事業特別会計補正予算について、議案第19号、令和7年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について、議案第20号、令和7年度柏市下水道事業会計補正予算についての4議案を一括して議題といたしました。議案第17号について、委員から、最終処分場跡地公園施設整備事業について、この公園では住民の要望をどのように反映しているかとの質疑があり、当局から、遊具の設置についてはまず基本案を作成し、地元の前原町会に対して基本設計の段階から複数回にわたり意見を聴取した上で方針を決定した。また、周辺の他町会に対しても説明会を開催し、そこで得られた意見を踏まえて遊具を選定した。あわせて、遊具の設置方法等については、保育運営課の助言を受けるとともに、公園完成後の管理を担当する公園緑地課と連携し、選定を進めたとの答弁がありました。また、委員から、稲荷神社前交差点整備事業について、工事完了後はどの程度の渋滞解消を見込んでいるかとの質疑があり、当局から、当初の計画では東西方向及び南北方向右折レーンを整備する予定であったが、南北方向の用地買収が難航していることから、バス路線でもある東西方向を優先して整備する内容である。なお、当該工事によって改善される渋滞時間等の具体的数字については、現時点では把握していないとの答弁がありました。また、委員から、稲荷神社前交差点整備事業について、工事が既に始まっているタイミングで補正予算を組む理由はなぜかとの質疑があり、当局から、土地の買収費においては令和5年度に地権者と契約は既に締結され、現在は土地開発基金を活用して購入手続を進めているところである。今回補助金の予定がついたため、その基金から市に買い戻す手続を行う予定であるとの答弁がありました。

議案第18号について、委員から、当初予算より歳出が減少したため、消費税額が増加したと承知しているが、現状はどのようにになっているかとの質疑があり、当局から、電気料金が当初の見込みより低く抑えられたことに加え、修繕を慎重に行い、再整備を検討した結果、修繕費が約1,400万円、工事費が約800万円減少し、歳出全体が減額となった。一方、入居者確保に努めることで歳入はほぼ横ばいで推移し、その結果消費税額が増加したとの答弁がありました。

議案第19号について、委員から、国道6号線整備工事について、先送りとなっていた舗装工事を今回実施することだが、現在の整備状況はどうか、またあわせて事業費が増額となったのはなぜかとの質疑があり、当局から、先行して実施していた工事において歩道舗装工事を行う予定であったが、商業施設等の建設に伴う取り出し工事が必要となったため、当該舗装工

事を今回の工事に組み込んだことにより増額となった。加えて、国道内に設置されている電線共同溝との関係から配水管の変更が必要となり、その追加工事が発生したことも増額の要因となったとの答弁がありました。

議案第20号について、委員から、公共下水道の整備について、測量委託が1,050万円、下水道管路施設改築更新工事が2,650万円ということだが、それぞれの内容を示されたいとの質疑があり、当局から、測量業務委託については令和8年度に予定している下水道管整備工事の詳細設計に先立ち、必要となる測量図を作成するものである。また、下水道管路改築更新工事については、加賀一丁目における劣化した200ミリメートルの汚水管の布設替え工事1件及び戸張地区における老朽化した汚水管約30メートルの布設替え工事1件、計2件を対象として債務負担行為を設定するものであるとの答弁がありました。

採決の結果、議案第17号、当委員会所管分、議案第18号から第20号は全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）、議案第12号、指定管理者の指定について（柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル）の2議案を一括して議題といたしました。議案第7号について、委員から、工期があと1年余り残っている中で、今後改めて事業費の金額変更が生じる可能性はあるのかとの質疑があり、当局から、残工事期間が2か月以上あれば再度インフレスライドを請求できる仕組みになっているとの答弁がありました。

議案第12号について、委員から、当該事業者は他自治体で複数回の指名停止を受けている。評価点も前回の議案が提出された5年前より大幅に低下している。なぜ疑義が生じる前に別の判断ができなかったのかとの質疑があり、当局から、事業者に過去の問題があったことは事前に告知を受けた上で選定委員会による審査を行っている。当該事業者は、DXを活用したサービス向上、一時利用の無料化など民間ノウハウを生かした提案を行っており、総合評価の結果として選定に至った。全員協議会でも議案を取り下げる選択肢について言及されたが、適切なプロセスと評価を経て提出している議案であるため審査をお願いしたいとの答弁がありました。また、委員から、ほかに応募団体がいない中でこの議案が否決された場合、駐輪場の市民利用を止めずに市の直営管理に切り替えられるのか、あるいは別の事業者に管理を移行できるのか、手続を確認したいとの質疑があり、当局から、議案が否決された場合は基本的にはもう一度候補者の選定作業からやり直すことになる。その間の空白期間については、市が直営で管理し、業務委託しながら対応することになる。ただし、定期利用や料金徴収などは現指定管理者のシステムを使って運用しているため、これを直営に切り替えると利用者の混乱を招くおそれがあり、簡単に全てを直営で対応できるものではないという認識であるとの答弁がありました。また、委員から、候補者選定委員会の評価基準について、今回のように応募が1者だけの場合、この業者を選ばなければ事業が成り立たなくなるのではないかという不安が評価に影響してしまうのではないか。その上で1者応募の際にどうすべきかということを指定管理者制度の全体の課題として考えておく必要があるのではないかとの質疑あり、当局から、1者応募の場合のリスク等については、指定管理者制度全体として全局的に考える必要はあると思うが、担当部署としては募集前に選定委員会で選考基準を定め、応募が1者の場合もその基準に沿って書類審査や面接を行っているため、手続としては適正だと考えているとの答弁がありました。また、委員から、執行部において議会にしっかりと説明をすべきという考えはあったのかとの質疑

があり、当局から、限られた時間の中で指定管理者選定の経過などを説明するつもりで臨んでいたものの、今回問題となっているコンプライアンス面などの細かな審査内容までは議案説明会の段階では思い至らなかった。しかし、適切に説明するという意識は持っていたとの答弁がありました。また、委員から、賛成しても反対しても議員にとって後味の悪さが残り、非常に悩ましい議案だという認識だ。もし否決された場合に駐輪場の管理や条例の関係で市が直営対応できるのか、そして何より市民利用にどのような影響が出るのかを確認したいとの質疑があり、当局から、定期利用者が約9,000人おり、申請受付や許可、料金収受なども指定管理者が担っている。仮に指定管理者がいなくなれば、これら業務のほか一時利用やレンタサイクルも含め市が直営で引き受けことになり、大きな事務負担がかかるとの答弁がありました。また、委員から、議案を可決すれば新たな不正やトラブルが起きないかという不安と否決すれば市民サービスが止まるかもしれないという懸念の間で非常に悩んでいる。指定管理候補者が示すリスクマネジメントの洗い出しについて、具体的な内容などを確認されていない点は問題であると考える。例えば本会議までに対応策をまとめたものを執行部から提示することは可能かとの質疑があり、当局から、今後指定管理者として業務をさせるに当たっては、他自治体で起きたような事例が柏市で起きないようリスク対策についても業者に明確に示させ、適切に執行できる形でお示しできると考えているとの答弁がありました。

採決の結果、議案第7号は全会一致で、議案第12号は賛成多数で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で報告を終わりにします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより採決を行います。

○議長（坂巻重男君） 採決は、押しボタン式投票をもって行います。

議案に賛成の方は青色の賛成ボタンを、反対等を主張し、賛成できない方は赤色の反対ボタンを押してください。

会議規則により、いずれのボタンも押さず在席しているときは反対ボタンを押したものとみなされますので、御注意願います。

○議長（坂巻重男君） まず、第1区分の議案第1号、第6号から第8号、第10号、第13号、第14号、第17号から第20号、第23号から第26号を一括して採決いたします。

本15議案に対する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって各議案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第2区分の議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成33人、反対1人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 議案第2号から第5号、第9号、第12号、第15号、第21号、第22号について討論の通告があります。

討論に入るに当たり、議長からお願い申し上げます。討論については、先例により、1人10分以内となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

順次発言を許します。

議案第2号から第5号、第15号について反対討論、矢澤英雄さん。

〔1番 矢澤英雄君登壇〕

○1番（矢澤英雄君） 日本共産党の矢澤英雄です。会派を代表して、議案第2号、3号、4号、5号、15号について反対の立場を明確にして討論を行います。

議案第2号は、国の法改正を受けて、教員給与の教職調整額の支給を今の4%から段階的に10%に引き上げようとするものです。公立学校の教員が苛酷な超過勤務を強いられており、にもかかわらず教員本来の仕事である授業準備や子供との触れ合いの時間が取れないという状況の改善は、教員だけでなく、社会的な声となりました。ところが、政府は、調整額を10%に引き上げるとしただけで、定額働き放題の仕組みは変えません。また、調整額を10%にしても、現状の時間外勤務に見合う額の4割にしかならないのです。教員の超過勤務を改善するためには、教員を増やし、少人数学級を前進させが必要です。教員の賃金を改善することはよしとしますが、教員の定額働き放題を変えないで、むしろ固定化してしまうことになるこのような議案には賛成できません。

議案第3号は、こども誰でも通園制度の本格実施に伴い、利用認定手続等を市の条例から削除するものです。こども誰でも通園制度の保護者の就労条件にかかわらず全ての子供の育ちを支援するという理念は重要だと考えますが、現在の制度設計では子供の安全や育ち、多様な経験が担保されるとは言えません。自治体の関与が認定や給付費の支払いなどに限定され、指導監督や事故対応などの公的責任が曖昧になりかねません。また、現場の保育士が通常業務に加え、空き状況の確認、面接など新たな業務を強いられることになります。保育経験のない営利業者が参入しやすくなることで保育の質の低下、子供へのリスクが増大しかねません。こうした課題が解決されないまま急いで事業を進めるべきではありません。

議案第4号は、従来から保育所等に義務づけられている年2回の健康診断を柏市が行う乳児健康診査の結果を利用することで施設の健康診断の一部を省略することを可能とするものです。条例で定められた年2回の健康診断は、子供の健康状態を把握する上で重要な最低基準であり、削減すべきではありません。また、安心、安全な認可保育所で子育てをしたいという保護者の願いに逆行するものです。子供の健康に関わる基準の緩和は慎重であるべきです。

議案第5号は、これまで国家戦略特区内のみで保育に従事していた地域限定保育士をどの保育所等でも保育に従事できるようにするものです。今保育士確保が大きな課題となっています。しかし、保育士確保のために求められているのは、保育に従事するためのハードルを下げるやり方ではなく、保育という専門職に見合うように処遇の改善を図ることではないでしょうか。今回の改正はそうではありません。今まで国家戦略特区のみで実施していた実技を省略することで受験資格を緩和する、このやり方です。これでは保育士の処遇の改善にはつながりません。逆に処遇改善を阻む要素になりかねません。保育は、誰でもできる仕事ではありません。その専門的な知識や技術で子供の最善の利益を実現するために行われるものです。保育とは、親の就労を助けるだけでなく、親に対して子育てのノウハウや生活習慣の援助、子供の理解への援助、子供の育ちに必要な環境の提供、地域へのつながりの支援や外部支援への情報提供、困難を抱える家庭への支援など、保育園などで質の高い保育が実現していく初めてこれらの子育て支援が可能となります。だから、保育士資格取得に係る費用の支援や専門性、職務内容に見合う賃金や処遇に改善すること、社会的地位を向上させることこそ本市がやるべき仕事です。それを行うことなく、保育従事者の資格要件を下げることで対応しようとする議案には賛成できません。

議案第15号は、G I G Aスクール用タブレット端末の更新についての議案です。前議会でも審議されましたが、手続上の不備があり、再提案されました。この間G I G Aスクール構想に基づく教育による弊害が日本よりも前に始めた諸国から指摘されていました。コンピューターの利用時間が長いほど読み書き、計算の力が決定的に落ちている。タブレットに依存してきたことで子供の学力が低下したとの結果が出ていたのです。これは、S N Sに関わる議論にもつながります。この間日本も含め、各国で子供のスマホ活用制限の議論が出ています。オーストラリアでは、16歳未満のS N S利用を禁止する法律が施行、欧州連合、E Uの議会では11月、16歳未満の子供を対象に保護者の許可なくS N Sを利用しないよう制限を求める決議案を可決しました。G I G Aスクール構想は、S N Sと密接な関係があります。G I G Aスクール構想が子供たちにとってどうなのかを徹底して議論することが必要です。それなくして進めることは認められません。以上で議案第2号、3号、4号、5号、15号について反対討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第9号、第12号について反対討論、内田博紀さん。

〔5番 内田博紀君登壇〕

○5番（内田博紀君） みらい構想かしわの内田博紀でございます。議題となっております議案第9号、市民交流センター、市民ギャラリーの指定管理者の指定について、議案第12号の駐輪場及びレンタサイクルの指定管理者の指定について、反対の立場から討論をいたします。

まず、議案第9号でございますが、こちらはパレット柏の一部機能でもある市民交流センター、とりわけ市民交流センターを直営にするべきであるという主張から指定管理者の指定には反対をいたします。まず、市民交流センターというのは、市民活動の拠点となる施設でございます。この市民活動の在り方というのは、市役所と市民団体とのパートナーシップというのが求められています。パレット柏のうち市民交流センターは、単なる貸し館機能ではなく、市民活動をより活発化させていく、そのために寄与するものであるわけです。これが指定管理者ですと、残念ながら仕様等様々な事情によって市民との協働というのがハードルが非常に高いという状況にあります。私は、委員長報告にございましたが、行政よりも民間のほうがという議

論がある一方、やはり行政がスキルアップをして、市民活動とパートナーシップをしていくということが大変重要であると考えています。例えば環境保全運動があったとしましょう。こういう活動に対して行政とパートナーシップを組めれば、例えば環境部と今後市民交流センターを含むパレット柏は、共生交流推進課に新年度以降移行されるわけでございますから、そうした市民交流センターと所管課、例えば環境部の各所管課と市民団体が三角形の連携ができるわけです。これがなかなか指定管理者制度ですと限界があるというのが実情です。職員のスキルアップをしていくとともに、このような市民活動の連携という行政と市民とのパートナーシップの連携が必要です。職員と市民と一緒に市民活動で汗を流していくということを考えるならば、私たちみらい構想かしわといたしましてはこの市民交流センター、とりわけ市民交流センターについては指定管理者ではなくて、直営に戻していくということが大変重要であるということを指摘し、指定管理者ではなく直営で行うべきことを主張して、議案第9号の指定管理者の指定について反対を呼びかけるものです。

続きまして、議案第12号の同じく指定管理者の指定、こちらは柏駅駐輪場及びレンタサイクルについてでございますが、そもそもこの議案上程する段階で新宿区、それから足立区、板橋区において当該事業所は指名停止となっていたわけであります。この指名停止の事実を議案上程以前に説明されなかったということがまず一番大事な指摘事項であります。このことが説明されないということは、私は申し上げ方によっては議会軽視にもつながるというふうに考えています。しっかりと指名停止であることを説明するべきであったし、そもそもこの事業者が本市の指定管理者の応募をした段階、申請をした段階ではまだ指名停止の期間中だったわけです。足立区、板橋区の指名停止の期間中だったわけです。指名停止の期間中にもかかわらず申請をしてくるというのは、制度的、条例的に問題がなくても、そこは私たちみらい構想かしわとしては大変疑問を感じているところです。

そして次に、この議案を否決されたときのことを心配されている、市民サービスに混乱が生じてしまうことを警戒されている会派の方もおいでと聞いていますが、ここは条例上直営に戻すことができるわけでございますし、これを一旦直営に戻して、次の指定管理者の指定候補者、候補者選定まで直営で行う、それまで例えば選挙のときや国勢調査のときと同じように人員が不足するのであれば併任辞令をしっかりと用いて、他の部署から応援をもらってでも私どもはこれを直営に一旦戻して、そして次の指定管理者を選定していく。もしその間に当該事業者が再発防止策や様々なコンプライアンスの課題などを解決するのであれば、またそこで再度応募していただくというのも一つの手段ですし、そうしたことができるはずです。また、柏市役所にはそれができるだけのパワーもあると思いますので、そういう意味では直営に一旦戻して市民サービスに低下が起きないようにしていく、併任事例なども活用していく必要があると考えています。

そして、一番私どもが懸念していることは、この不測の事態に対して何ら考えて、何らと言うとちょっと語弊がございますが、ほとんど考えておられなかつたということです。指定管理者、まず指定管理者の指定が否決されてしまうということだけではなくて、これは例えば何らかの事情で指定管理者の指定解除ということもあり得るわけですし、指定管理者が廃業することも考えられるわけです。様々な要因があるのにもかかわらず、今回否決されると市民サービスに混乱を来すという答弁に終始していた執行部に私は不測の事態を想定していなかつたという課題を考えるわけです。こうした課題が山積みの中、この指定管理者の指定で柏市、柏駅の

駐輪場とレンタサイクルの業務を今後当該事業者にお任せするということはできないというふうに考えます。コンプライアンス意識の欠如もそうですし、様々な面で課題を残したままこの議案を通してしまっていいのでしょうか。私どもは、議案第12号については全会一致で否決をして、もう一度市のほうで考え方を直していただく、業者さんにも考え方を直していただく、そういう機会にするべきであるという視点から、全会一致での否決を求め、私どもみらい構想かしわとしての反対討論といたします。以上で討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第9号、第21号、第22号について反対討論、渡部和子さん。

〔26番 渡部和子君登壇〕

○26番（渡部和子君） 日本共産党の渡部和子です。会派を代表して、ただいま議題となりました議案第9号、21号、22号について反対の立場を明確にして討論を行います。

まず、議案第9号、柏市文化・交流複合施設（柏市民交流センター及び柏市民ギャラリー）の指定管理委託についてです。私どもは、基本的に指定管理者制度には反対の立場です。民間に運営を任せれば競争性が働き、費用が削減でき、効率的に運営できる、サービスもよくなると言われてきました。果たしてそうでしょうか。今全国には指定管理を見直す自治体が増えています。特に図書館や文化施設の場合、指定管理者が3年や5年で替わってしまうと、施設の持続性や信用と安心感が損なわれてしまいます。現に市民交流センター、市民ギャラリーにおける大きな事業は、5年間のうち2年目と4年目とのことです。事業の準備に2年以上かかる場合、毎年の開催は事実上困難ということです。パレット柏は、その設置目的に市民との協働のまちづくりの推進、文化の向上、福祉の増進に寄与することをうたっています。5年ごとに管理者が替わる可能性がある中で、柏市独自の文化や地元の人間関係を生かした継続的な事業が成り立つでしょうか。長期的な視点から見た人材育成やノウハウの蓄積が行えるでしょうか。パレット柏は、年間1億円の賃借料を払って維持している市民の共同財産です。誰もが安心して利用でき、安定的に運営され、継続的に専門性を発揮できる職員が配置されることが大切です。営利を目的とした民間企業に運営を任せることには反対です。

次に、議案第21号、柏市職員分限条例の一部を改正する条例の制定についてです。柏市は、分限処分の対象を地方公務員法に定めてある免職、降任に加え、生死不明、所在不明を対象とした休職の規定、人事評価の決定に基づく降給、つまり職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する規定を追加しました。職員にとって不利な条件変更につながる条例改正案には反対です。憲法第15条には、公務員は全体の奉仕者であると規定されています。ところが、2014年に地方公務員法が改正され、2016年から自治体への人事評価導入が本格実施されたことによって、職員の働き方が大きく変わってきました。職員が効率よく働き、その遂行度で待遇する、このことは市民ではなく上司の顔色をうかがいながら仕事をすることにつながり、仕事への意欲が減退しかねません。地方自治の質が向上するのか、住民福祉が向上するのか、人事評価制度は大いに疑問です。柏市的人事評価は、S、A、B、C、4段階に分かれています。規律性、協調性、積極性、責任感など13項目で評価され、年度ごとの目標4項目を併せて点数化し、20点から56.4点のCクラスの評価を受けると成績不良とされます。56.5点はBランクです。一定の期間にわたり助言、指導が繰り返され、C評価が改善されない場合、警告書、本人の弁明の機会を経て降格、降給の分限処分に至ります。人事評価は、そもそも人が人を評価するものですから、どんなに工夫をしても主観的判断、恣意的判断、差別性は免れません。評価の内容によっては職員の労働意欲が失われ、住民ではなく上司の意向に偏った市政に

もなりかねません。職員同士が競い合うことでチームワークが乱れ、ひいては住民の声が聞こえなくなり、住民サービスの低下にもつながりかねません。納得できない評価を受けた職員がメンタル失調に陥ることも考えられます。そもそも地方公務員の能力とは何でしょうか。業績とは何でしょうか。地方公務員は、全体の奉仕者、住民サービスの担い手です。人事評価も民間企業の場合とはおのずと違います。公共の分野に能力、実績主義を入れること自体に問題があると考えます。人事評価は、肯定的評価も否定的評価も評価される側への影響は計り知れないものがあります。誰もが納得できる人事評価制度への抜本的見直し、分限処分の中止で、希望を持って働き続けられる魅力ある職場環境を求めたいと思います。議案第23号には人事評価制度の見直しが入っているものの、人事院勧告に基づく一般職職員給与の引上げが含まれているため賛成し、21号の分限条例に反対します。

次に、議案第22号、柏市特別職職員給与条例及び柏市議會議員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定についてです。厚生労働省が12月8日に発表した10月の毎月勤労統計調査によると、物価変動の影響を除いた実質賃金は、前年同月比で0.7%減っています。名目の賃金は伸びているものの、物価上昇には届かず、2025年1月以来10か月連続のマイナスとなりました。2025年の食品値上げは、年間2万品目を超えており、米類の上昇率は40.2%、卵は13.6%の上昇です。激しい物価高騰で、市民生活も地域経済も深刻な打撃を受けています。現在の経済状況の下、特別職や議員の期末手当引上げは、到底市民の理解は得られません。今回の特別職、議員の期末手当の引上げ額は162万6,000円です。2025年度、26年度の合計で325万2,000円です。補聴器購入費助成を実現できる金額です。議案第22号を否決し、市民の願い実現の予算に振り向けることを心から訴えまして、討論といたします。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩します。

午後 2時 6分休憩



午後 2時16分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第12号について賛成討論、松本寛道さん。

[28番 松本寛道君登壇]

○28番（松本寛道君） 芝園開発株式会社は、駐輪場の指定管理者に応募する要件を満たしているため応募を受け付けられ、指定管理について優れた提案をし、厳正な審査を経て指定管理者候補者となっています。この手続について何ら問題はありません。柏市では、指名停止の基準を設け、悪質な場合は他自治体での指名停止をもって柏市でも指名停止とすることとなっています。この悪質性の判断について恣意的な運用とならないよう基準を設けています。その基準に基づいて判断した結果、芝園開発株式会社は指定管理者の応募要件を満たしていると判断されました。このように正当な手続を経て出された議案でしたが、一部で議案を取り下げるべきだという意見がありました。しかし、正当な手続を経て出された議案に対して議会が圧力をかけて、市役所側に議案を取り下げさせるということはあってはなりません。各派代表者会議の中でも議案を取り下げるべきだという意見がありましたが、議会と市役所の関係として問題があると私から強く反対しました。実際には議会から市役所に対して圧力をかけることはありませんでした。それでも、議会の雰囲気を市役所側が読んで、自主的に取り下げはどうかという意見もありました。しかし、正当な手続を経て選ばれた指定管理者候補者を取り下げるこ

とはできません。議案を取り下げる根拠がないため、指定管理者候補者から損害賠償請求をされることになります。また、柏市の入札や指定管理者選定に対する信頼が損なわれるということにもなります。このように議会への説明の不十分さ以外については、正当な手続だったことをお伝えします。

次に、指名停止になったことの悪質性についての判断です。芝園開発株式会社は、3自治体で指名停止となりましたが、足立区、板橋区の件は従業員個人の問題であり、法人として組織的に行ったことではありません。特に板橋区の誤請求については、処分が厳し過ぎるのではないかと考えます。駐輪場管理のように少額の請求を大量に行うような業務については、誤請求はある程度の確率で起きることは避けられません。東京都内で指名停止処分が厳しくなっているという話は聞いていましたが、ここまでとは驚きました。さすがに誤請求による指名停止は過剰な処分であると考えます。指名停止の処分については、全国一律の基準でなくてはなりません。全国の自治体でほぼ同じ内容の指名停止要領が定められているにもかかわらず、運用によって自治体間のばらつきが大きいです。板橋区の指名停止処分は、全国の自治体の基準からして著しくバランスを欠くものだと考えられます。柏市や他自治体の入札担当者に話を聞きましたが、いずれも違和感があるというところまでは答えていただきました。さすがに板橋区の判断が間違っているところまでは踏み込んでいただけませんでしたが、違和感があるということです。

このように違和感のある処分ですが、この指名停止処分を受けてもなお柏市の入札に参加する正当な資格があります。柏市では、贈収賄のような極めて悪質な指名停止については全国どの自治体で起きたことであっても指名停止としています。それよりも悪質性の低い中程度のものであれば、千葉県内の指名停止をもって柏市で指名停止をします。さらに悪質性の低いものであれば、柏市内のみの指名停止としています。指名停止については、この基準に基づいて判断されなくてはなりません。もっともこの基準がおかしいということであれば、千葉県内にとどまらず全国へ広げるべきだという議論をすべきです。現状で明確な基準がある限り、基準を逸脱して指定管理者への応募を拒否することはできません。正当な手続を経ている限り、手続の不備や入札参加資格をもって議案に反対するべきではありません。国の措置基準に基づいて作成された措置基準に沿って応募資格を審査し、合格とした経緯に問題はありません。正当な手続で応募し、選定された事業者を他市の行政処分を理由に選定しないという判断はできません。以上のように手続上及び入札参加資格に問題がないことに加え、これまでの柏市での芝園開発株式会社の駐輪場運営が妥当であったことを踏まえて賛成すべきことを主張します。

ただ、柏市役所側の議会への説明は大きな問題がありました。事前に指名停止の情報を得ていたにもかかわらず、議案説明の際には指名停止について説明しませんでした。他自治体で指名停止は議案の賛否を判断する上で重要な情報です。指名停止は議会に説明する必要はないという軽率な認識と議案を通すために不利益的な情報を出したくないというバイアスがあつて、結果的に議会へ説明しなかったということなのではないでしょうか。議案第12号についての市役所側の説明不足は、資料を燃やして証拠を残さないようにするといった隠蔽とは違い、過失の範囲内にとどまるものであると認識しています。実際には選定委員会の議事録を見れば判明することであり、意図的に隠したとまでは言えないのではないでしょうか。今回は、過失の範囲にとどまるものとして賛成します。ただし、不利益的なことも含めて議案の賛否についての情報を十分に提供しないことがあれば今後反対します。今回賛成する議員も反対する議員にお

かれても、この議案の出し方については大いに不満があると思います。次は全会一致で否決しましょう。

さて、指定管理者制度自体の問題を指摘します。指定管理者制度は、市民サービスの向上や行政コストの縮減を目的としています。定期的に行われる選定で競争性が保たれる必要がありますが、指定管理者制度は更新するにつれ応募者が減ることが全国的な問題としても指摘され、柏市でも1者応募が続いている。一般的に応募者が少ないことが予見できる場合、応募の際の計画が予定額に近い提案になるため、行政コスト縮減は見込めません。また、競争相手がいなければ市民サービス向上の効果も薄くなります。柏市の導入指針では、より効果的、効率的に運営するためには指定管理者制度を含めたあらゆる方法を調査し、比較検討する必要があるとしています。柏市では、一度導入した施設の多くで他の管理運営手法との比較検討が行われないまま、惰性で指定管理者制度を踏襲していることは大きな問題です。加えて、事業者に大きな問題があっても他に指定管理できる事業者がいない、急に直営に戻せないなどの理由で現指定管理者への業務委託を止めることができない事態に陥っていることは、今回の件で露呈されました。柏市役所は、仮に議案が否決された場合の手続を想定していました。公共施設の管理が止まれば、市民生活に大きな影響があります。不測の事態が起きて指定管理者制度を続けられない場合は、すぐにでも直営に戻し、市民生活への影響を最小限にしなければなりません。今回露呈した問題を検討し、今後の改善につなげるべきです。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第12号について反対討論、議案第22号については賛成討論、北村和之さん。

〔8番 北村和之君登壇〕

○8番（北村和之君） 議案第12号、柏市駐輪場及び柏市レンタサイクル指定管理者の指定について、反対の立場から申し上げます。

まず、このたび賛成か反対かを決めるに当たり、本当に悩み、悶絶しました。当初この議案に賛成する予定でしたが、開会中突然事業者の過去の不正の話が明らかになりました。反対の主な論点は、ただ1点あります。事業の中身や方向性ではなく、ただ事業者の適格性がどうなのかということです。私自身もレンタサイクル導入の提案をこれまで議会でし、推進していた立場もありました。また、反対によって誤ったメッセージを伝えることも一議員として、また会派の代表としてもしたくないし、指定管理者制度も否定しておりません。これまでの本市の駐車場管理に感謝をしつつも、ただ無念であります。

本事業者は、新宿区、足立区、板橋区において計3件の事件により指名停止を受けており、内容としては人員配置の虚偽報告、不正請求、従事者による着服、利用請求の対応、過失などです。私は、特に新宿区における契約の仕様より少ない人数で業務を行ったとし、また委託料を水増しして請求したことを問題視しています。指名停止とは重大なことです。我々政治家でいうと公民権停止みたいなものです。柏市は、申請日において本市からの指名停止の措置を受けていないことを理由として、欠格事由はなく、問題ないと言っていますが、私は合法性ではなく信頼性や公共性、まさに市民の利用料や公金が絡む公共の信頼が問われているんだと考えます。単なるミスならともかく、私はそうではないと考えています。他市で起きたことだから問題ないでは済まず、指定管理者制度の前提が揺らぐ問題です。

自分の中で正義や正しさとは何か、何度も問答しました。正義とは、辞書で引くと正しい道理、道義、人として従うべき筋道です。正義の対義語は何だと思いますか。悪ではないんです。

不義です。私は、事業者を悪と決めつけるわけではなく、これまで駐車場管理を担っていただいたことには感謝しています。ただ、私は議員として、また生き方の中心に正義を置いて生きています。うそをつかない、ごまかさない。正義とは何かについて悩んだときもありました。人によって、立場によって正義は異なるのも理解しています。シンプルに今回考えて、他自治体で行政や市民を欺いて公金を搾取しようとしたことのこのような事業者を指定管理者とすることに多くの市民が納得できるのか、そこに正義はあるのか私は考えたい。加えて、重要なのは今回横たわっている根本問題に向き合い、具体的な改善策を考え、実行していくことあります。それは柏市にとって大切なことです。例えば1者入札の問題、赤字の問題、今回はこれまで様々な場面で指摘されていた1者入札の弊害がもうに出たと考えています。競争の原理も働かず、行政がお願いをせざるを得ない状況になる。追加資料などにおいても殊さらに利用者への影響やサービスの低下が懸念される、今回の議案で指定管理者としないと利用者に影響があるというような趣旨の説明がありますけども、募集のやり直しや一定期間の直営実施など、このかかる費用は正しいやり方をしていくためのコスト、勉強料と考えるしかないのではないかと思います。これが市民や国民の重要なインフラで同様のことが起きたらと想像したら、大変恐ろしく感じます。選定委員会の議事録では、指定管理の7年間は赤字の見込み、赤字決算を見込むともされています。このような赤字体質が不正請求や事件につながることは無関係ではないように考えます。これは事業者だけの問題ではないと思います。ただ、まさに貧すれば鈍するでございまして、もしかして駐輪場の利用料は適切なのか、そういうことも考えたり、まさにこのように本質の問題から目をそらさずに向き合い、改善策を講じていくことが必要であり、今後1者入札がもたらす弊害や根本の問題を整理し、改善策やルールを策定をしていくことを提案いたします。先ほど松本さんからも違和感などありましたけど、私はその違和感をほっておくとともにないことになると思いますよ。もう時間がないからあまり言いませんけども、行政への説明する時期だったり、事業者から報告を受けた内容、そして事業者が取り組むと言っている改善策に対しての中身がなかったり、総じて不誠実だと感じました。

時間ないので、議案第12号は終わりにしまして、次議案第22号、特別職給与条例及び柏市議会議員報酬等支給条例について賛成の立場から討論いたします。特に私が言いたいのは、自分は市会議員ですから、市会議員の報酬改定に関する部分に申し上げたい。私は、市民が議員や特別職の報酬が上がること、そこをやっぱりある意味デリケートというか、感情的になりやすい問題であることは理解しているけども、私は市民が望んでいるのは報酬の多寡ではないのではないかと思います。もちろん上がるなという、そういう心理は、感情も理解はできます。ただ、私は、市民の皆様が望んでいるのはちゃんと仕事しろよと、市民が望んでいるのは市民のためにしっかりと働き、結果を出す議会であり、結果を出す議員であるという点に尽きると私は考えています。私は、市長はこの4年間頑張ってきて、無投票当選するぐらい結果出してきた。がん対策も頑張るって言ってくれた。実際頑張っている。私は評価はしたい。この議案を議員の給料の話としてただ捉えるのではなく、市民の負託に応えられる議会を将来にわたってどういうふうに維持できるかとの問題とも考えてほしい。議会の役割の一つは、コストを増やすことではなく無駄を減らすこと。私たち市議会議員の重要な役割の一つにはそういうものがあると思います。無駄なコストをなくして、将来にわたって必要な支出を抑制すること。例えば私は今議会で学校給食における牛乳廃棄の問題、年間3,000万円が無駄になっている。こういう部分を何とか無駄にしないように、またがんの1次予防だって、約250億円かかっている医療

費、1次予防に取り組めばこれが将来にわたって抑制できる、こういうことを訴えて、実際まだ進んでいないけども、私はそういうところで柏市に貢献できる、人に貢献できる、そういう思いで仕事をしています。結果が出ていないのは全て私の責任でございます。

そして、議員の活動というのは見えにくいコストを伴っているということです。市会議員って2011年ぐらいから議員になった人、国会議員もそうですが、退職金はゼロ円です。一円もありません。これを市民の方に言ったらびっくりされます。それうそでしょうと。それはいいんですけども、我々は退職金もなく、任期は4年で、次の選挙は常にあります。活動すればするほど、人に会えば会うほど、学べば学ぶほど、私は大学院に行ったけども、やはり相当かかった。調査活動、勉強会、資料作成、市民との対話、時間もかかる。議員としての責務を果たすために頑張っていると思う、皆さんは。頑張ってほしい。頑張っていなかつたら私は頑張れと言う。寝ている議員がいたら起きろと言ってきた、10年間。政策議論の前に、嫌われることを恐れずやってきた。これ以上しゃべっても、言いたいことはたくさんあるんだけど、私は本議案は働かない議員を肯定するものではありません。何もしなくて報酬が上がるなんて思っていません。そして、今回市会議員でいえば36人で全員で年間127万円ぐらいの増額、1人3万円から4万円。私は、確かに苦しい立場で踏ん張っている国民、市民がたくさんいることも分かっている。だから、私たちは頑張らなきゃいけない。まず、私は頑張る。そういうことをしっかりと伝えまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第12号について賛成討論、佐藤浩さん。

〔15番 佐藤 浩君登壇〕

○15番（佐藤 浩君） 大変熱い討論の後、私は私流で淡々とやらせていただきたいと思いますが、議案第12号、駐輪場の指定管理者制度について賛成の立場から討論したいと思います。

まず、我々は、指定管理者制度について認識を改める時期に来ていると思います。この指定管理者制度は、2003年の地方自治法改正で、この当時は第三次小泉内閣、総務大臣は竹中平蔵さんのときでした。私も民間でできることは民間でやるべきだというタイプなんですが、その部分が非常に強かった時代に制定されたのがこの指定管理者制度です。昨今1事業者プロポーザル応札が続いているのですが、これはもはや引受け手がなくなってきた状態の始まりであり、1事業者しか応札がないという解釈から1事業者は応札があったという積極的な評価をしなければいけないように我々は指定管理者制度について頭の切替えをしなければいけない時代が来ていると思います。人口や働く人の数が減りまして、いずれは応札者ゼロの時代が来るのではないかと思います。2003年に導入されて、今2025年ですから、22年ぐらいでこのように大きな変化がありました。じゃ、この先10年後、20年後、私は応札者ゼロの時代がかなり早く来るのではないかと思っているんです。では、当面はどうしたらいいのかということなんですが、現実の問題として指定管理者に委託をしたから、結果の報告を受けるという待ちの姿勢だけではなくて、日々の管理も一緒に行っていくというような共同作業的な姿勢がこれからは必要になると思います。1つ今回お聞きしたかったんですが、質問で忘れちゃったんですが、他自治体で指名停止時にこの業者から報告が来ます。それについてもその時点で今柏市の指定管理者制度の中で適切な対応ができているかどうか、柏市は指導に入るべきではないかと思います。また、1点目として、選定事業者は他自治体で指名停止処分を受けています。その問題に対して外部のリスクマネジメント会社、この会社は大手損保の関連会社みたいであります、連携し、対策を進めています。こういったことも柏市も積極的に関与をして、きちんとその外部

のリスクマネジメント会社との連携を柏市としても細かく把握をしていく、そういう時代になっていると思うんですよね。委託をしたからもう投げっ放しで、1年間の年間の報告を受けるという状態からもっと共同作業的に一緒になって関わっていく。そして、指定管理業者がいざれ応札が1者あればラッキーというように考えて、その中で共同作業をしていくというように変えていくべきだと思います。また、執行部の追加の説明の中で、月次報告での確認、不定期な現場のチェックなどモニタリング対策を実施する予定だとありました。こういった一緒にあって指定管理者制度を実現していく、行っていく、そういう時代がもう来ているというふうに我々は頭を切り替えるいいタイミングではないかと思います。今言った2点をぜひ行っていただきたいと思います。他自治体で起きたコンプライアンス違反などがこの柏市でも起きないように議会への定期的な報告を行うことも強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） 次に、議案第12号について反対討論、田口康博さん。

〔2番 田口康博君登壇〕

○2番（田口康博君） 日本共産党、田口康博です。会派を代表して、議案第12号に反対の討論を行います。

本案は、来年度からの5年間、柏駅周辺の駐輪場とレンタサイクル管理業務の指定管理者として、芝園開発株式会社を指定するという議案です。根本的な問題としてこの会社は、本市の自転車管理業務を2016年度から10年間受託し、他自治体においても同業務を受託していますが、分かっているだけで3件の指名停止処分を他自治体において受けているという問題があります。1件目は、新宿区において2023年12月発表、契約の仕様より少ない人数で放置自転車の撤去に係る業務を行い、区に対し委託料を不正に請求していました。その内容は、実際に勤務していなかつた職員を業務日報に記載するという極めて悪質なもので、私どもの調査では不正受領額は約596万円です。新宿区は、委託先を別会社に変更するとともに、2024年1月11日から同年10月10日の9か月間もの間指名停止期間としています。このことは、同年2月、この会社の本社が所在する足立区の公契約審議会でも取り上げられています。そして、2件目は、その足立区において2024年10月に着任した移送責任者が同年11月から2025年7月まで、自転車を引き取りに来た所有者から徴収した手数料1台当たり3,000円掛け26台の計7万8,000円を着服、事業者の本社の所在する自治体において公権力の代執行とも言える撤去した自転車の手数料を着服するというあるまじき不正が行われていました。3件目は、板橋区において本年度の利用料金を請求する際に昨年度の旧料金で誤って請求、その対象者に差額分を請求した際にも再度誤った金額を請求したというものです。その結果、2件目の足立区でも3件目の板橋区でも本年8月1日から10月31日の3か月間の指名停止処分を受けています。

柏市の柏駅周辺駐輪場などの指定管理者申請受付は、足立区と板橋区の指名停止期間中の8月1日から8月29日までで、この会社が申請したのが8月29日、申請したのはこの会社のみ、柏市の指定管理者候補者選定委員会が開かれたのは10月23日で、同じく足立区と板橋区の指名停止期間中です。本議会開会に先立ち、議員に対し議案の説明会が開かれましたが、この12号議案の説明において3件の他自治体での指名停止に関する不祥事は資料にも載らず、説明もされませんでした。議会が始まり、本件を不審に思った議会側からの申入れで一般質問終了後の12月15日に全員協議会が開かれ、執行部側からの説明がありました。また、翌16日は所管である建設経済環境委員会が開かれました。そこでは本市で指名停止処分を受けていない、また逮

捕者がいるなどしていなかったため、他自治体の指名停止処分が本市における欠格事項には当たらない、議案提出に至る手続は適正に行われたと繰り返すのみでした。しかし、10月23日に行われた候補者選定委員会では、応募団体の財務状況を分析した公認会計士とこのようなやり取りがあります。委員からのコンプライアンス違反で新宿区と契約終了となつたことがあるとのことだが、円満な終了なのか、それとも解除ということなのかに対し、公認会計士は解除に近い内容だと思われる。別の委員は、契約解除後も複数の区と契約を結んでいたため重大なことは思わなくてよいかに対し、公認会計士は各市がどこまで調査しているかは不明なため断言はできないと言っています。大変不安になりますし、この不安に対しここでその不安を打ち消すような説明は行われませんでした。つまりまた新たな不祥事が起こる可能性があるのではないかという疑念を抱かざるを得ませんでした。

また、全員協議会と建設経済環境委員会において事業者が新宿区に人員のうその報告をし、不正に受け取った、横領したと言えると思いますが、その金額も柏市は把握しておらず、不正を行った期間を含め事件の詳細を把握もしていませんでした。また、この時点でこの事業者が不正を働くかの再発防止の具体策も示されていませんでした。そんなことで手續が適正に行われたとどうして言えるのでしょうか。一昨日今後この業者に対するコンプライアンスの確認をするとして、担当部署から追加資料が送られてきました。内容は、不定期で現場や本社に赴き、モニタリングし、事業評価し、公表していくとしています。一步前進で、他の事業でも広げるべきかと考えますが、そもそもはこの芝園開発株式会社が不正を行い、複数の自治体で指名停止処分を受けてきたことが発端です。提案された取組に一定の理解はしますが、この事業者が本市においても不正を起こすのではないかと心配しながら指定管理者業務を委託することには大きな抵抗があります。

10月23日に行われた選定委員会での評価の点数は、600満点中360点で合格のところ399点、5年前に指定を受けたときから大幅に点数を下げています。他の業者が入札に参加していれば、この業者が選ばれなかつた可能性は非常に高いと思われます。つまり柏市が自転車管理のシステムを業者の持込みなしにでも行えるよう、また場合によっては柏市が直営でも行えるようなシステムにしておけば入札に他の事業者が参加しやすくなり、今回の結果も全く違つたものになつたのではないですか。柏市には他の事業者がこの自転車管理業務に応札するような努力が必要だったのではないですか。もしそれが難しかつたということであれば、それは指定管理者制度そのものが機能不全に陥っているということがいよいよ顕著に表れている事態になっていると考えられます。指定管理者制度の導入に当たって、柏市議会でも様々な議論が交わされたと聞きます。本当に競争が働くのか、本当に行政コストは削減されるのか、サービスは必ず向上するのか。1者応募でも総合評価だから競争は働く、不適格な業者は選定委員会の審査と採点で排除される、候補者がどうしても決まらない場合は市の直営に戻す。今回のようなケースも想定した上で、当局は大丈夫だ、市民に迷惑はかからないと約束をしたはずです。しかし、問題のある業者であっても、今回選定委員会のチェックは十分には働きませんでした。本当は応募したくないんだというような発言があつても、この事業者を合格にせざるを得ませんでした。1者応募だったことがその原因です。他の自治体で不正請求などを行っていた事業者をその事実に目をつぶって柏市の駐輪場の指定管理者とすることに賛成することはできません。指定管理者制度の導入時に市民と議会に約束したことが実行されなければなりません。議案は否決し、当面は条例の規定どおりに柏市の直営に戻すべきです。また、私は市民への説明

という観点が重視されていれば、もっと違った提案のされ方がなされていたのではないかと思えてなりません。以上の理由により、12号議案に反対するものです。

○議長（坂巻重男君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決を行います。

○議長（坂巻重男君） まず、第3区分の議案第2号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成29人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第4区分の議案第3号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成29人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第5区分の議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成29人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第6区分の議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成29人、反対5人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第7区分の議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成28人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第8区分の議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成28人、反対6人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第9区分の議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成23人、反対11人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第10区分の議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成21人、反対12人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第11区分の議案第12号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

[投票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成19人、反対15人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第2、請願を議題といたします。

請願40号について、総務市民委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。阿比留総務市民委員長。

[総務市民委員会委員長 阿比留義顯君登壇]

○総務市民委員会委員長（阿比留義顯君） 総務市民委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願40号、核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書についてを議題といたしました。委員から、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞した。世界的にも核兵器廃絶に向けて頑張っている方がたくさんいる中、日本国民ももう一歩進んだ取組をすることが重要と考えるため賛同を求めるとの意見がありました。また、委員から、今回の請願の理念や核なき世界の実現は重要なことであると考えている。同時に日本の外交や安全保障政策との整合性も必要であるため、より現実的で合意形成が可能な内容が望ましいとも考える。核なき世界に対する建設的な議論はこれからもあるべきであるとの意見がありました。採決の結果、請願40号は賛成多数で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 請願39号について、健康福祉委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。塚本健康福祉委員長。

[健康福祉委員会委員長 塚本竜太郎君登壇]

○健康福祉委員会委員長（塚本竜太郎君） 健康福祉委員会に付託されました請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

請願39号、加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を求めるについてを議題といたしました。委員から、既に実施している自治体と同規模で補聴器購入費助成を行う場合、どの程度の事業費が見込まれるのかとの質疑があり、当局から、1件当たりの助成額を2万円または3万円としている自治体が多いが、柏市と他市の高齢者人口を比較して柏市の人口に当てはめた場合、300万円から400万円程度の金額が必要になるとを考えているとの答弁がありました。また、委員から、請願の主旨に医師が必要と判断したという一文が加わっていることについてどのように受け止めているかとの質疑があり、当局から、実施している多くの自治体の制度設計にこちらの条件は入っており、我々としても医師の判断がなければ助成はできないだろうと考えているとの答弁がありました。また、委員から、新規事業を行うために他の事業を削るのではなく、足りない財源はきちんと確保しようとする姿勢が必要ではないかとの意見がありました。採決の結果、請願39号は賛成多数で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 請願37号、38号、41号から43号について、教育子供委員会における審査の経過と結果の報告を求めます。小松教育子供委員長。

[教育子供委員会委員長 小松幸子君登壇]

○教育子供委員会委員長（小松幸子君） 教育子供委員会に付託されました各請願につきまして、その審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、請願38号、行き届いた教育を求ることについて、請願43号、学校給食の完全無償化を求ることについてを一括して議題といたしました。請願38号について、委員から、地域クラブの登録者数は何名かとの質疑があり、当局から、現在合計で4,590名であるとの答弁がありました。また、請願38号及び請願43号について、委員から、学校給食を公会計化したが、滞納状況はどうかとの質疑があり、当局から、4月から公会計化し、7月から給食費の徴収を行っているが、納付日まで納付されなかつた方、誤って口座にお金が入つていなかつた方へは督促状を送付している。督促状を見てお支払いいただいている方もいるため、今現在滞納者数を確定することはできないが、年度末の想定では300名から400名程度ではないかと想定しているとの答弁がありました。採決の結果、請願38号の主旨1及び主旨2はいずれも全会一致で採択すべきものと、請願38号の主旨3及び請願43号はいずれも賛成多数で採択すべきものと、請願38号の主旨4は賛成少数で不採択すべきものと、請願38号の主旨5及び主旨6はいずれも可否同数で、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

次に、請願37号、全ての子供たちに行き届いた保育と教育の実現についてを議題といたしました。委員から、本市の保育園の保育料と給食費の徴収状況はどうかとの質疑があり、当局から、保育料についてはゼロ歳から2歳は徴収しているが、3歳から5歳は無料となっている。給食費については、ゼロ歳から2歳は保育料に給食費が含まれているため給食費としては徴収していないが、3歳から5歳は実費分を徴収しているとの答弁がありました。採決の結果、請願37号の主旨3及び主旨5はいずれも賛成多数で採択すべきものと、主旨4は賛成少数で不採択すべきものと、主旨1、主旨2及び主旨6はいずれも可否同数で、委員長裁決により不採択すべきものと決しました。

次に、請願41号、保育所等に関する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書について、請願42号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書についてを一括して議題といたしました。請願41号について、委員から、退職手当共済制度の公費助成の継続が求められているが、継続されないという状況が起こるうとしているのか、また継続されなかつた際の影響はどうかとの質疑があり、当局から、この事業については国のはうでこのまま継続とするのか、また国、県の助成を打ち切るのかといった議論が近年行われている。仮に打切りとなつた際は、掛金が今年度は4万7,500円であったところが国、県ともに3分の1ずつの助成がなくなり、全て事業者の持ち出しということになるとの答弁がありました。

また、請願42号について、委員から、保育士の配置基準の引上げについて本市は既に条例を改正済みであるが、期限の定めのない経過措置の期間を設けていることから、公立保育園、私立保育園とともに改正した内容への対応状況はどうかとの質疑があり、当局から、公立保育園については最低基準は大幅にクリアしている。私立保育園については、配置した場合に加算措置があるためおおむね対応されているが、まだ一部月によつては基準を満たしていない園が散見されているとの答弁がありました。

採決の結果、請願41号は全会一致で採択すべきものと、請願42号は賛成多数で採択すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの報告に対し質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 続いて、討論を許します。

請願37号、38号、40号について、平野光一さん。

[13番 平野光一君登壇]

○13番（平野光一君） 日本共産党の平野光一です。会派を代表して、請願37号、38号及び40号の採択を求めて討論いたします。

今日の新聞各紙の報道によれば、自民、維新、公明が公立小学校の学校給食費の無償化を全額国の負担で実施することで合意したことです。児童1人当たり月5,200円を公費で支援し、必要経費は国と都道府県の折半で、都道府県分は交付税で対応するため実質的に自治体負担が発生しないようにするとのことです。自民、維新、公明は、当初26年度予算が大詰めの段階で地方に半額を負担させる案を提示しましたが、これに対し全国知事会が本来であれば国の責任で全額国庫補助金等で実施するものだとする抗議声明を12日に出していました。給食費が5,200円を超える場合は、自治体や保護者の負担が必要となるケースも想定されますが、そうした場合でも柏市では保護者負担を求める完全無償化の実現を強く求めます。あわせて、この際中学校の給食も完全無償化に踏み出すべきです。請願項目にもこのことは含まれています。國も物価高騰対策のための重点支援地方交付金の推奨事業メニューに小中学生の保護者の負担を軽減するための学校給食費等の支援を示していますので、ぜひ実現しようではありませんか。

請願37号は、全ての子供たちに行き届いた保育と教育を実現するための請願、38号は行き届いた教育を求める請願です。保育においても教育においても国民の運動によって近年大きな変化がつくり出されてきました。保育では、昨年76年ぶりに保育士の配置基準が改善されました。しかし、4、5歳児クラスのみの改善にとどまっており、全ての年齢クラスにおいて子供たちにもう一人保育士をの声を広げていく必要があります。先ほど述べた学校給食の無償化も長い長い国民の声と運動、地方自治体の努力が国を動かしたものです。今議会でも不登校の児童生徒が本市でも急増していることが取り上げられ、市長からは学校内のフリースクールの拡充が示され、一般質問では子供と保護者、そして民間フリースクールへの支援の強化を求める提案が続きました。行き届いた教育を求める請願の請願趣旨では、全ての子供たちにとって学校が笑顔で生き生きと生活できる場であってほしいと思いますと述べています。不登校の問題の根本解決のためには、日本の教育制度と学校そのものが変わらなければなりませんが、2つの請願が求めている保育、教育環境の改善整備を求める項目は、保育園でも学校でも子供たちの笑顔を広げることに結びついていく内容です。また、最近の新たな課題として、こども誰でも通園制度、アフタースクール事業、柏中学校区における義務教育学校の問題があります。子供たちに関わる問題で新たな事業を開始しようとするとき、当事者である子供や指導員、保育士、教員、保護者の意見を時間をかけて十分に集め、その願いに沿った方向で準備されなければならないと思いますが、3つの新たな事業はあまりにも拙速過ぎます。請願を採択し、教育を見直すべきです。

請願40号は、核兵器禁止条約への署名と批准を日本政府に求める意見書の提出を求めたものです。昨年は、人類と核兵器は共存できないとして核兵器廃絶を訴え続けてきた日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。国境を超えて地球規模で大きな喜びに沸き

ました。しかし、高市政権の下で安全保障環境の変化などと言って核兵器の共有の主張や核持込みを認めて非核三原則を骨抜きにする動きが起きています。本市の平和都市宣言は、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう将来にわたって我が国が非核三原則を堅持するとともに、全ての国の核兵器廃絶と軍備縮小の達成を訴えると国内外に向けて宣言しています。請願は、この平和宣言と一致するものです。意見書の提出ができるよう全議員の賛同で採択を求めます。

傍聴の皆さんや中継を御覧の皆さんには分からないと私は思いますけれども、今議員のもとには態度表明集計というものが配られています。そして、そこでは学校給食の無償化について、国のはうで合意した自民、公明、維新の皆さんとの態度が学校給食の無償化に反対という態度表明がされているんですけれども、これは当然態度を変更されて、賛成、採択ということになることを期待して、討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、請願39号について、上橋しほとさん。

[7番 上橋しほと君登壇]

○7番（上橋しほと君） 上橋しほとです。請願39号、加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を求めるについての採択を求め、討論いたします。

これまで幾度にもわたり補聴器購入費の助成を求める請願が市民から上がってきたましたが、ことごとく不採択という結果になっています。本会議及び常任委員会においても助成の開始についての質疑に対し、健康医療部は助成の開始を考えていないという姿勢を貫き続けています。補聴による介入が社会参加の減少抑制に有効な効果をもたらすかについてのエビデンスが限定的であるからということと、現在実施している紙おむつ給付事業などと比較して優先度が低いというのが執行部のやらない理由になっています。まず、1つのやらない理由について、果たしていつまでエビデンスが限定的な期間が続くのでしょうか。会話、聞こえ、社会参加、認知症予防の関連性に対し、医師や研究者が効果検証をもうやめてしまったのか。そんなことは決してありません。また、この柏市にだって市内に本部拠点を構え、超高齢化社会の課題となる認知症を高齢者だけに限らず全世代と共に考え、認知症にならない社会の実現を目指して活動する特定非営利活動法人があります。代表的な成果として、一つの会話、対話手法を編み出し、それによる対話支援をしたら、ただの雑談と比べて加齢とともに低下しやすい言葉を取り出すときに必要な認知機能が向上するというエビデンスを導き出されました。対話手法だけでなく、高齢者への介入支援をするか、しないかによる認知機能の変化といった研究も長きにわたって続けられています。

つい最近代表研究員と聞こえが専門である医師の2人の先生による講演、対談を聴講してきました。人間は、視力の低下が起きるとすぐに対応するけれど、聞こえはなおざりにしやすい傾向にある。歩いていて目の前が見えないのは危険だから対処するけれど、会話の途中で部分的に聞こえないところがあっても、話を遮ったら失礼、場の空気を壊しちゃうといったように気を遣い、ちょっとの聞こえの低下を放置しがちです。しかし、その微妙な変化を放置しているうちに会話への参加がおっくうになり、脳の力が低下していき、自覚症状もないまま気づかぬうちに認知症は取り返しがつかないぐらいに進行してしまいます。医師は、耳のメンテナンスはとても重要だ、少しでも異常に気づいたら補聴器を導入し、そして調整も定期的にすることという重要性を説かれました。そして、やはり加齢に伴う難聴が多いのが実際です。だからこそ、認知症が気づかぬ間に進行してしまわないように診察を受け、補聴器を正しく使って耳のメンテナンスをしていく必要があるのです。だけど、補聴器だってロット数が大きく

ないから1台1台が高額です。耳の健康保持をしたい市民がたくさんいて、声を上げています。しかし、退職し、所得が減っていたり、物価高の影響があったりして、多くの高齢者市民は補聴器を買いたくたって買えないんです。そんなときにこそ市民を助けるのが自治体の役割ではないでしょうか。

そして、2つ目のやらない理由、現在実施している介護用品給付と勘案して優先度が低い、給付事業の予算を削ってまで行えないということを執行部は述べています。聴力の健康保持、会話といった社会参加を促進するための支援を実施する財源を既存の事業をやめなきや予算措置できない、でも優先度が低いからそれはやりませんと。健康増進に向けた社会参加の促進を重点的に取り組むと宣言している柏市健康医療部の姿勢と矛盾していると思います。この市政運営は、市民が聞いたらおかしいって思われてしまうでしょう。削らなきや始められないじやなくて、市民のためには補正予算を組んででも新しいことを始めていかなければならぬと思います。お金のことを言うんだったら、歳出を抑えられる点はいっぱいあるはずです。学校給食の牛乳だってリデュースの考えです。意思決定制にすれば無駄に購入しないで済む、無駄な廃棄を出さないで済む。環境面だけでなく、お金の観点でも相当なロスを抑えられます。市民ががんに罹患しないように1次予防の事業を進めていけば、医療費分野の歳出が相当の金額抑制できます。創意工夫ができる余地は様々なところにあります。一度ロックした方向性はもう変えないという姿勢ではなく、凝り固まることのない柔軟な政策展開、施政方針を取っていってほしいと、全事業においてそういうふうにしてほしいと執行部に対しては切に願います。

そして、議員の皆様、私たちのところに請願という市民の切なる思い、願いが今回もまた届けられました。私たち36人は、市民から選ばれた市民の代表です。市民の願いを実現するため執行部に提言、要望することも私たちの役割、使命の一つです。聞こえを大切にして健康寿命を延伸する、社会参加を促進する健康政策、絶対に重要な姿勢です。状況は刻一刻と変わっています。研究も進んできており、介入による成果もあることがだんだんと分かってきています。補聴器を使った耳のメンテナンスの重要性を医師が提言しています。指摘もしています。だから、助成を始めている自治体も確実に増えています。皆様、柏市民のために奉仕するという使命感を持って議員活動をなされていますよね。これまで不採択と判定し続けてきた議員の方々もぜひ今日をターニングポイントにしていただきたい。今回こそ全員でこの請願を採択いたしましょう。聞こえを大切にする健康政策を一步前進させるために、この補聴器購入費の助成を求める請願を全会一致での採択を求め、私からの賛成討論といたします。以上で終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、請願39号について、武藤美津江さん。

〔14番 武藤美津江君登壇〕

○14番（武藤美津江君） 日本共産党の武藤美津江です。会派を代表して、請願39号、加齢性難聴者の補聴器購入費の助成を求める請願について、全議員の賛成を求めて討論します。

請願の主旨は、医師が必要と判断した加齢性難聴者の補聴器購入費への助成をしてくださいというものです。医師が必要と認めるということは、補聴器をつける必要があるということです。補聴器が必要だけれども、年金暮らしの高齢者にとって補聴器が高くて買えない、だから補聴器購入費の助成をしてほしいという切実な要望です。市としても耳の聞こえが悪くなると高齢者の社会参加ができにくいということは認めています。しかし、優先順位が低いと言って、補聴器購入費の助成を行わないとかたくなに言っています。担当部署からは、市が独自事業で

行っている紙おむつの支給や緊急通報システムを削らなければできないという発言がありました。新しい事業を導入したければ、既存の事業の何かを削らなければならない、予算編成のときに厳しく求められているのではないかでしょうか。現場は、そういう選択を強いられているのだと思います。必要な事業であれば、新たに予算を確保して行うべきです。松戸市や流山市の補聴器購入費助成事業から試算すると、必要な予算は300万円から400万円と言われています。柏市の財政力から考えてもできない予算ではありません。流山市では、補聴器購入費の申請者が殺到し、予算をオーバーしたために今議会で補正予算を計上しています。どれだけ市民に喜ばれているのかが分かります。

補聴器所有率を見てもアメリカ30%、ドイツ41%、フランス46%、イギリス53%、日本は15%で一番少ない状況です。その理由として、欧米では難聴を医療の問題と捉えて補助が行われて、ほとんど無償か低額で補聴器を手にすることができます。医療機関である補聴器を販売するには専門知識を持つ国家資格が必要で、医師と連携し、患者が補聴器を使いこなせるようになるまで支援しています。日本のように補聴器を購入しても聞きづらくて使用しなくなるということにはなりません。本来国が手厚く補助を行わなければならないとは思いますが、いつまでもエビデンスが足りない、国がやるべきと言って柏市が助成を行わなくていいのでしょうか。耳の聞こえを補うことで高齢者の社会参加ができる、認知症の予防にもなる、それだけでも高齢者支援として必要な事業と考えられます。補聴器が必要でも高くて買えない、だったら自治体で助成しようと全国の約550の自治体に補聴器購入費の助成が広がっています。全日本年金者組合大阪府本部の資料を見ると、自民党の難聴者対策推進議員連盟の紹介や公明党が参議院選挙の公約で難聴高齢者の補聴器支援を掲げていることや公明新聞の補聴器購入に支援をという記事が紹介されています。高齢になって耳の聞こえが悪くなるというのは、誰にも起こり得ることです。市長も2期目に当たって、一人一人が思いを実現できるまちを一層推し進めると述べています。請願を全議員の賛成で採択し、柏市議会は高齢者の社会参加を応援しているという姿勢を示そうではありませんか。以上で討論を終わります。

○議長（坂巻重男君） 次に、請願40号について、鈴木清丞さん。

〔17番 鈴木清丞君登壇〕

○17番（鈴木清丞君） みらい構想かしわ、社民党の鈴木清丞です。請願40号、核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書提出の請願に対して、全会一致で採択されるよう賛成の立場で討論します。

まず、核兵器について認識を共有しておきます。戦争で唯一使われたのが広島、長崎で投下されたアメリカの原子爆弾です。1945年8月6日、広島には約35万人が居住していました。広島に投下された原子爆弾は、TNT火薬に換算すると約1万5,000トンに及ぶ威力でした。爆発によって超高温の熱線、音速を超える爆風、そして致命的な放射線が放出され、爆心地から半径2キロメートル以内にあった建物もほぼ全てが破壊されました。市街地は、一瞬にして壊滅し、多くの人々が焼死や圧死、さらには放射線障害によって命を落としました。その結果、同年12月までに約14万人が犠牲となりました。また、2025年8月6日時点で34万4,946名が原爆死没者名簿に登録されています。さらに、現在配備されている核兵器の多くは、原爆よりはるかに強力な水爆です。水爆の威力は、広島型原爆の数十倍から数百倍にも及び、爆発すれば1都市どころか広域にわたって壊滅的な被害をもたらします。

ここで2017年ノーベル平和賞受賞スピーチを行ったサーロー節子さんのお話の一部を紹介し

ます。アメリカが最初の原爆を私が住んでいた都市、広島に投下したとき、私はまだ13歳でした。私は、今もある熱さを鮮明に覚えています。8時15分、窓から青みを帯びた白い閃光に目がくらみました。体が宙に浮かぶ感覚を覚えています。静かな闇の中で意識を取り戻すと、倒壊した建物の中で身動きができないことに気づきました。級友たちの弱々しい叫び声が聞こえました。お母さん、助けて、神様、助けて。そして、突然私の左肩に手が触れるのを感じました。諦めるな、頑張れ、助けてやる、あの隙間から光が差すのが見えるか、あそこまでできるだけ速くははっていくんだ、誰かがこう言うのを聞こえました。はい出ると、倒壊した建物には火がついていました。あの建物にいた級友のほとんどは、生きたまま焼かれ、死にました。そこらじゅうが途方もなく完全に破壊されているのを目にしました。幽霊のような人影が行列をつくり、足を引きずりながら通り過ぎていきました。人々は異様なまでに傷を負っていました。血を流し、やけどを負い、黒くこげて腫れ上がっていました。体の一部を失っていました。肉と皮膚が骨からぶら下がっていました。飛び出た眼球を手に受け止めている人もいました。おなかが裂けて開き、腸が外に垂れ下がっている人もいました。人間の肉体が焼けたときの嫌な悪臭が立ち込めしていました。このようにして私の愛する都市は、1発の爆弾によって消滅したのです。住民のほとんどは非戦闘員でした。彼らは燃やされ、焼き尽くされ、炭になりました。その後の数週間、数か月間、数年間にわたって、放射線の後遺症により予測もつかないような不可解な形で何千もの人々が亡くなりました。今日に至ってもなお放射線は人々の命を奪っています。今も9つの国が都市を灰にし、地球上の生命を破壊し、私たちの美しい世界を未来の世代が住めないようにすると脅しています。核兵器の開発、国家が偉大さの高みに上がる意を意味しません。むしろこの上なく暗い邪悪な深みに転落することを意味するのです。こうした兵器は必要悪ではありません。絶対悪なのです。今月7月7日、世界の大多数の国々が核兵器禁止条約の採択に賛成したとき、私は喜びでいっぱいになりました。私たち被爆者は、72年間核兵器が禁止されることを待ち続けていました。これを核兵器の終わりの始まりにしようではありませんか。責任ある指導者であれば、必ずやこの条約に署名するに違いありません。署名を拒否すれば歴史の厳しい審判を受けることになるでしょう。彼らの振る舞いは、大量虐殺につながるのだという現実を抽象的な理論が覆い隠すことはもはやありません。核武装した国々の当局者といわゆる核の傘の下にいる共犯者たちに言います。私たちの証言を聞きなさい。私たちの警告を心に刻みなさい。そして、自らの行為の重みを知りなさい。あなたたちは、それぞれ人類を危険にさらす暴力の体系を構成する不可解な要素となっているのです。世界のあらゆる国の全ての大統領と首相に懇願します。この条約に参加してください。核による滅亡の脅威を永久になくしてください。私は、13歳のとき、くすぶる瓦礫の中に閉じ込められても頑張り続けました。光に向かって進み続けました。そして、生き残りました。今私たちにとって核兵器禁止条約が光です。この会場にいる皆さんに、世界で聞いている皆さんに、広島の倒壊した建物の中で耳にした呼びかけの言葉を繰り返します。諦めるな、頑張れ、光が見えるか、それに向かってはしていくんだ。

2017年に国連で採択され、2021年に発効した核兵器禁止条約は、核兵器を開発、製造、保有、使用、威嚇まで含めて全面的に禁止した歴史上初の国際条約です。現在世界で95の国、地域が署名し、74の国、地域が批准しており、核兵器を持たない国々を中心に条約は着実に広がりを見せています。核保有国が参加していない条約に意味があるのかという疑問が示されることがあります。しかしここで参考になるのが生物兵器禁止条約の存在です。生物兵器禁止条約は、

1972年に採択され、開発、製造、保有を国際的に禁止しました。現在では、世界のほとんどの国がこの条約に参加し、生物兵器は使ってはならないだけでなく、持ってはならない兵器として国際社会で明確に位置づけられています。核兵器禁止条約もまた核兵器を国際社会で許されない兵器と押し上げる役割を果たしていくのです。

日本政府は、核兵器禁止条約に参加しない理由として、核抑止力を挙げています。しかし、核抑止力には以下の問題があります。第1に、核抑止は核兵器が実際に使われる可能性を前提としています。相手が本当に使うと信じなければ抑止は成り立たないため、常に使用の準備と威嚇が必要になります。これは、偶発的な事故、誤情報、判断ミスによって核兵器が使われる危険を常に抱え込むことになります。第2に、核抑止は安全を一部の国の犠牲の上に成り立たせる不公平な仕組みです。核保有国は、自国の安全を守る一方で、核兵器が使用されればその被害は国境を超えて、無関係な国や市民にまで及びます。放射能汚染や気候への影響は、地球規模で広がります。第3に、核抑止は永続的な平和を生み出さないという点です。恐怖による均衡は、緊張と対立を固定化し、軍拡競争を招きます。その結果、核兵器は減るどころか近代化され、使用のハードルが下がる危険性すらあり、核保有国の増加を招きます。このように核抑止論は平和を守っているように見えて、実際には破綻のリスクを先送りしているにすぎません。真の安全保障とは、恐怖による均衡ではなく、対話と信頼、国際協調によって築かれるべきものです。核兵器は、安全をもたらす存在ではなく、最大の不安定要因であり、存在そのものが人類への脅威です。核兵器禁止条約は、この現実を正面から認め、核兵器そのものをなくすことで安全を確保しようとする現実的で合理的な道筋です。

日本国内において全国の地方議会では日本政府に条約の署名、批准を求める意見書が既に全体の約4割、700件が採択されています。私たち地方議会の役割は、住民の命と安全を守ることであり、国の進むべき方向に対して意思を示すことは地方自治の重要な責務であると考えます。核抑止論に立ち、核兵器による不安定な平和を追い求めるのではなく、非核保有国と連帯し、核兵器禁止条約の下で核兵器の廃絶を実現し、真の平和を目指す立場に立ちましょう。本日議場に出席されている全議員の皆さんのお願いをお喜びするとともに、その結果を市民にお伝えしていくことを表明し、賛成討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） 以上で討論を終結いたします。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午後 3時35分休憩



午後 3時45分開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） これより順次採決いたします。

○議長（坂巻重男君） まず、第1区分の請願38号の主旨1を採決いたします。

委員長報告は採択あります。

賛成、反対ボタンを押してください。

[投票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 第2区分の請願38号の主旨2を採決いたします。
委員長報告は採択あります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 第3区分の請願41号を採決いたします。
委員長報告は採択あります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第4区分の請願39号を採決いたします。
委員長報告は採択あります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数34人、賛成21人、反対13人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第5区分の請願40号を採決いたします。
委員長報告は採択あります。
賛成、反対ボタンを押してください。
〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。
投票総数34人、賛成21人、反対13人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第6区分の請願42号を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数33人、賛成20人、反対13人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 第7区分の請願37号の主旨3を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成18人、反対16人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第8区分の請願37号の主旨5を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成18人、反対16人、よって委員長報告のとおり決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第9区分の請願38号の主旨3を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は採択と裁決いたします。

○議長（坂巻重男君） 次に、第10区分の請願43号を採決いたします。

委員長報告は採択であります。

賛成、反対ボタンを押してください。

[投 票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成17人、反対17人、可否同数であります。よって地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。本件について議長は採択と裁決いたします。

○議長（坂巻重男君） 次に、第11区分の請願37号の主旨1を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

[投 票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成15人、反対19人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第12区分の請願38号の主旨6を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

[投 票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成15人、反対19人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第13区分の請願37号の主旨2を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

[投 票]

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成14人、反対20人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第14区分の請願37号の主旨6を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成14人、反対20人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第15区分の請願38号の主旨4を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成14人、反対20人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第16区分の請願38号の主旨5を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成14人、反対20人、よって本件は不採択と決しました。

○議長（坂巻重男君） 次に、第17区分の請願37号の主旨4を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

採択についてお諮りいたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成13人、反対21人、よって本件は不採択と決しました。

————— ○ —————

○議長（坂巻重男君）　日程第3、議案第27号を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

本案について質疑を許します。質疑は3問制で行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　なければ、以上をもって質疑を終結いたします。

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本案について、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君）　これより採決を行います。

○議長（坂巻重男君）　議案第27号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君）　押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君）　以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり同意されました。

○

○議長（坂巻重男君）　日程第4、議員提出議案第3号を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君）　提出者に趣旨説明を求めます。田中晋さん。

〔33番　田中　晋君登壇〕

○33番（田中　晋君）　ただいま議題となりました議員提出議案第3号の議案について趣旨説明をいたします。

本議案は、意見書でありまして、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求めるものでございます。何とぞ全員の御賛同をいただきますようお願いを申し上げまして、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（坂巻重男君）　お諮りいたします。

本案については、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） 議員提出議案第3号について採決いたします。

賛成、反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○議長（坂巻重男君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 以上で投票を終了いたします。

投票総数34人、賛成34人、反対ゼロ人、よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻重男君） 可決されました議員提出議案の取扱いについては、議長に一任お願ひします。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第5、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） 各委員長より、会議システム内のデータのとおり、所管に関する事務の閉会中継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長申出のとおり、閉会中の事務調査を許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） 以上をもって今期定例会に付議されました事件等は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長に挨拶を許します。市長太田和美さん。

〔市長 太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君） 令和7年第4回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。11月28日から22日間にわたり、各案件について御審議をいただき、ここに全日程を終えることができました。厚く御礼を申し上げます。審議の過程において皆様からいただいた御意見、御要望等につきましては、十分検討し、業務の執行に当たってまいりますので、今後とも御指導、御協力をお願い申し上げます。

さて、国の令和7年度補正予算が12月16日、参議院本会議で可決成立いたしました。これを受け、市の補正予算対応につきまして2点御連絡をさせていただきます。1点目は、物価高対応子育て応援手当につきまして、子供1人当たり2万円の支給を迅速に行う必要があるため、これに係る補正予算を専決処分により措置させていただきたいと存じます。2点目は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した市の経済対策事業に係る補正予算案につきまして、1月30日に臨時議会を開催し、皆様に御審議いただきたいと考えております。議員の皆様におかれましては、お忙しい中とは存じますが、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

結びに、本年最後の定例会に当たり、今年一年の皆様の御協力に心から感謝を申し上げますとともに、来る令和8年が皆様にとりまして幸多き年となりますよう心から御祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（坂巻重男君） 去る11月28日から本日までの各位の御労苦と御協力に対し、深甚なる謝意を表します。

これにて柏市議会令和7年第4回定例会を閉会いたします。

午後 4時 3分閉会